

# 令和2年度介護保険事業者等の指導監査方針について

## 1 基本方針

介護保険法第8条第1項及び第26項並びに第8条の2第1項に規定する事業（以下「介護保険事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、介護保険事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

## 2 根拠法令等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険事業者等指導要綱（平成12年10月4日制定）
- (3) 介護保険事業者等監査要綱（平成12年10月4日制定）

## 3 対象施設及び事業所

- (1) 介護保険施設
- (2) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者が開設する事業所（以下「居宅系事業所」という。）

(注) 保険医療機関等における訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションのみなし指定を受けた事業者であって、同一敷地内で上記の介護保険事業のみを行っている場合は、当該事業所は実地指導の対象としない。ただし、市町村又は京都府国民健康保険団体連合会（以下「府国保連」という。）等から情報提供を受けて、指導が必要と認められる場合はこの限りでない。

## 4 指導の形態

- (1) 集団指導

介護保険施設の開設者、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護保険事業者等」という。）を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- (2) 実地指導

介護保険施設及び居宅系事業所（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。

## 5 集団指導

介護保険事業者等を対象に年1回実施する。ただし今年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見通せないため中止し、資料提供のみ行う。

## 6 実地指導

### (1) 対象選定方法

対象事業所の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある介護保険施設及び居宅系事業所を対象に、3年に1回を目安として、(4)「指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する介護保険事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

なお、実施にあたっては、事業所等の感染防止対策に十分配慮することとし、感染状況を踏まえて、延期も含め慎重に検討する。

### (2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

市町村の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び総合事業の事業所に係る実地指導との同時実施や同行など、市町村との連携に努める。

### (3) 指導日数

- ・介護保険施設：原則1日
- ・居宅系事業所：原則半日（ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。）

※ 効率化により、提出資料の削減及び所要時間の短縮に努める。

### (4) 指導の重点事項

#### ①法令遵守事項

##### ○人員、設備及び運営の状況

- ・防災対策、感染症等対策の状況

地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する常日頃からの事業所内での意識啓発と具体的対応方法の共有及び定期的な避難・救出訓練の実施  
感染症の集団感染に対する平常時から対策の実施、感染症発生時の迅速で適切な対応の徹底

- ・業務管理体制の整備に係る事項 等

##### ○適切な介護サービスの提供

- ・高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供する事業所への重点的な指導

##### ○不正事案等に対する厳正な対処

- ・監査及び処分の権限の適切な行使
- ・不正等の事実を確認し、同一法人の他事業や当該給付管理を行っていた居宅介護支援事業所のマネジメントが適切であったかどうかを確認する必要がある場合、所管する市町村に情報提供

#### ②報酬等請求事項

##### ○介護給付費の適正な算定

- 「ケアプラン」や「他職種協働によるケア」を基本にした報酬上の加算について

の適正な請求の推進

○介護職員処遇改善加算等を算定する事業所の適正な賃金改善 等

③尊厳保持（サービス提供）事項

○高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解及び身体拘束廃止取組の推進

○喀痰吸引等の医療的行為の適正かつ安全な実施の徹底

## 7 監 査

### （1）監査の実施

通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険事業者等、介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等の情報、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

### （2）監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として高齢者支援課の職員を充てる。

## 8 指導・監査後の処理

### ア 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該介護保険事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

### イ 自主点検及び自主返還指示

実地指導において介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不適切な事実を確認したときは、当該介護保険事業者に対し、当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

### ウ 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案してアの文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該介護保険事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

### エ 業務改善命令

ウの勧告を受けた介護保険事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該介護保険事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状

況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村及び府国保連に対し連絡する。

#### オ 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該介護保険事業者等の指定等を取消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村及び府国保連に対し連絡する。

#### カ 加算金

指導・監査の結果、介護給付費の返還が生じる場合であって、介護保険事業者等が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去2年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該介護保険事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

#### キ 公表

ウの勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又はエ又はオの処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

#### ク 聴聞等

エ及びオの処分を行おうとする場合には、京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

#### ケ 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

## 9 本年度における実施計画

### (1) 集団指導

実施せず、ワムネットにて資料提供

### (2) 実地指導

令和2年4月から令和3年3月までに実施